

経営情報

表紙の逸品

ノック式鉛筆

経営ワンポイント

交際費課税見直しのポイント

新発想企業探訪

株式会社みゆきやフジモト(岡山県岡山市)

こんどどこいこ

草加せんべい(埼玉県草加市)

和食列伝

あんかけ豆腐(豆腐料理 笹乃雪/東京都)

Special Interview スペシャルインタビュー

[元マラソン選手]

有森 裕子

「オンリーワンでいい」は
プロスポーツ選手には通用しない。



KEIEI JOHO
vol.505
June, 2014

6 月号

交際費課税

見直しのポイント

企業の経営にとってビジネスをスムーズに進めるための潤滑油的存在ともいえる交際費。国はその交際費について2年続けて課税の見直しを実施しています。とりわけ中小企業にとってメリットの大きい交際費課税の見直しのポイントについて詳述します。

公認会計士・税理士

鯨岡 健太郎

1974年生まれ。2002年公認会計士、2005年税理士登録。2009年に税理士法人ファシオ・コンサルティング設立に社員税理士として参加。

2年連続の見直し

企業の支出する交際費をめぐっては、これを無条件に認めてしまうと「無駄遣いを助長する」という理由から、これまで損金算入額(税務上の経費として認められる額)には一定の制限が付されていました。また、資本金が1億円を超える中堅・大企業では、交際費はすべて損金不算入(税務上の経費とならない)という取り扱いが続いていました。

しかし、経済の活性化などを目的に、2013年度・2014年度と2年続けて、交際費課税が立て続け

に緩和されました。これにより、企業の交際費支出が増加することが期待されます。

そこで本稿では、交際費に関する税務上の取り扱いの変更点について整理するとともに、主に飲食費をめぐると実務上のポイントについてもご紹介したいと思います。

税務上の取り扱い 2つの枠組みが並立

① 定額控除限度額までの損金算入
法人が支出する「交際費等」について、資本金または出資金の額が1億円以下の中小企業*については2013年度の税制改正で、年

800万円の支出まで損金算入が認められました(定額控除限度額)。この措置は2014年3月31日までに開始する事業年度が期限と定められていたが、2014年度の改正で2年間延長されています。

この場合の損金算入は、交際費の内容が飲食費かどうかは問われませんので、得意先への慶弔費など飲食費以外の交際費も合算して800万円まで損金算入ができます。

一方、得意先との飲食費のうち1人あたり5000円以下の支出は交際費の範囲から除かれているほか、福利厚生費、会議費、少額宣伝広告費などに該当するものも交際費か

ら除外されていて、これらについては別枠で損金算入が可能です。これらをまとめたものが「図1」になります。

なお、資本金1億円超の企業については、定額控除限度額が認められていないため、この枠組みでは支出額の全額が損金不算入となります。

【図1】 現行措置(中小法人のみ) = 2年間延長



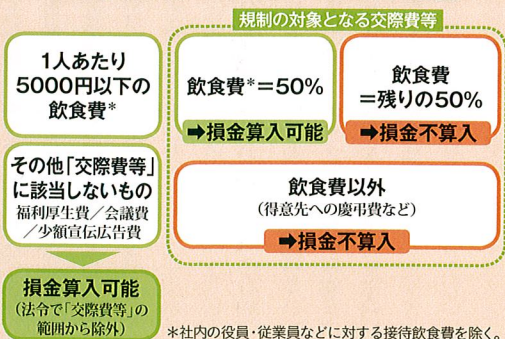
*社内の役員・従業員などに対する接待飲食費を除く。

算入が可能です。

詳細は「図2」をご参照下さい。

この規定は2年間の時限措置で、2014年4月1日から2016年3月31日までの間に開始する事業年度において適用されます。

【図2】 新設(すべての法人) = 2年間の措置



*社内の役員・従業員などに対する接待飲食費を除く。

③ 中小企業は有利な方を選択可能

中小企業の場合、①、②のいずれが有利な方法を選択適用することができますので、損金算入額の大きい方法を選ぶことが可能です。

損金算入できる 飲食費の範囲

支出額の半額を員金算入できる

実務上の留意点

飲食費については、「誰」と飲食したかが重要なポイントとなります。また、1人あたりの金額次第では、交際費等に該当することなく損金算入することができますので、飲食費に関する情報をきちんと保存することが重要です。

たとえば飲食のたびごとに、①接待年月日・店名・所在地、②飲食の相手方、③業務上の関係、④参加人数、⑤支出金額、⑥1人あたりの金額(⑤÷④)を記載した書類を作成し、ここに領収書を貼り付けるといった備えをしておけば、税務調査などでもきちんと主張することができます。交際費課税の見直しを有効に活

ないことに留意が必要です。

また、前述のとおり、1人あたり5000円以下の飲食費については、そもそも交際費課税の対象外となりますので、できるだけこの範囲に飲食費を抑えることで、交際費課税の枠外で損金算入することができます。

内容は、平成26年4月現在の税制・関係法令等に基づき税務の取扱等について記載しております。今後、税務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来変更されるものではありません。個別の税務取扱等については(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

※1 法人税法における中小企業の定義です。大法人(資本金または出資金の額が5億円以上の法人)の100%子会社などは中小企業とはなりません。

※2 「会議に際して社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用」は、「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」に該当します。